

令和6年度における下請法の運用状況
及び
中小事業者等の取引適正化に向けた取組

令和7年5月12日
公正取引委員会

下請法の運用状況

- 1 令和6年度の勧告件数21件(平成以降で最多)
- 2 下請代金の減額以外に、一方的な発注単価の引下げ(買いたたき)や下請事業者が製造した商品の受領拒否など、多くの行為類型について勧告を行った。
- 3 令和5年度に続き、下請事業者に金型等を無償で保管させる行為に対し、9件の勧告を行った。

[単位：名]

年 度	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和 6 年度	90, 000	330, 000	420, 000
製造委託等（注 1）	53, 144	214, 316	267, 460
役務委託等（注 2）	36, 856	115, 684	152, 540
令和 5 年度	80, 000	330, 000	410, 000
製造委託等	46, 900	199, 138	246, 038
役務委託等	33, 100	130, 862	163, 962
令和 4 年度	70, 000	300, 000	370, 000
製造委託等	37, 993	176, 799	214, 792
役務委託等	32, 007	123, 201	155, 208

（注 1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注 2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

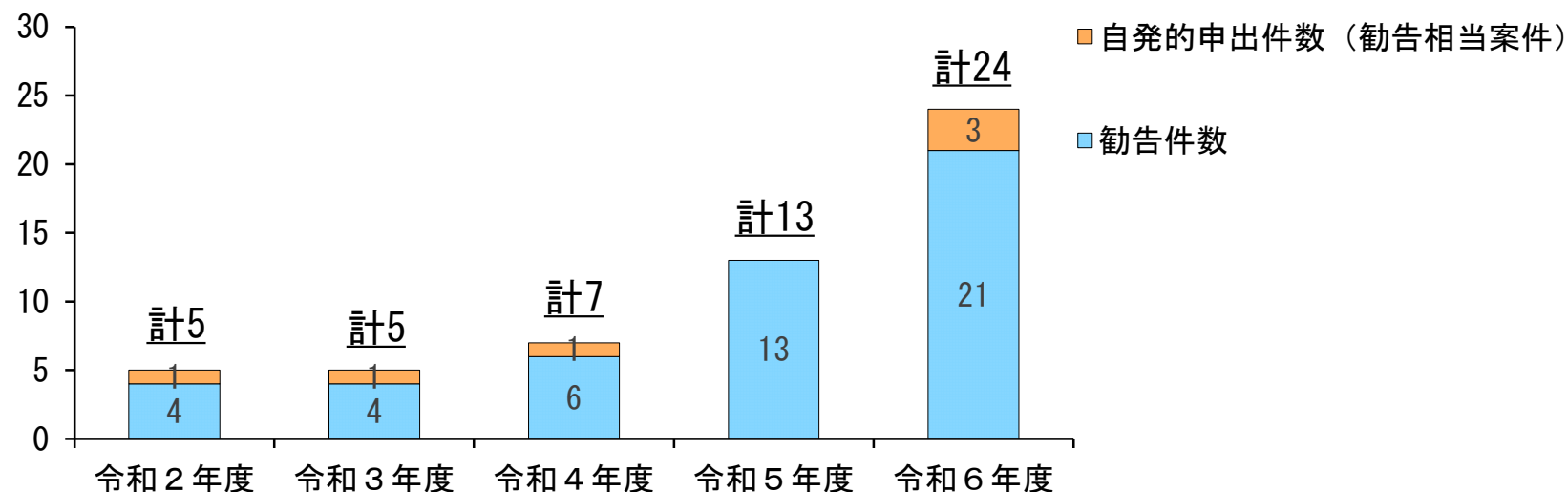
[単位：件]

年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注)	小計		
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393

(注) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

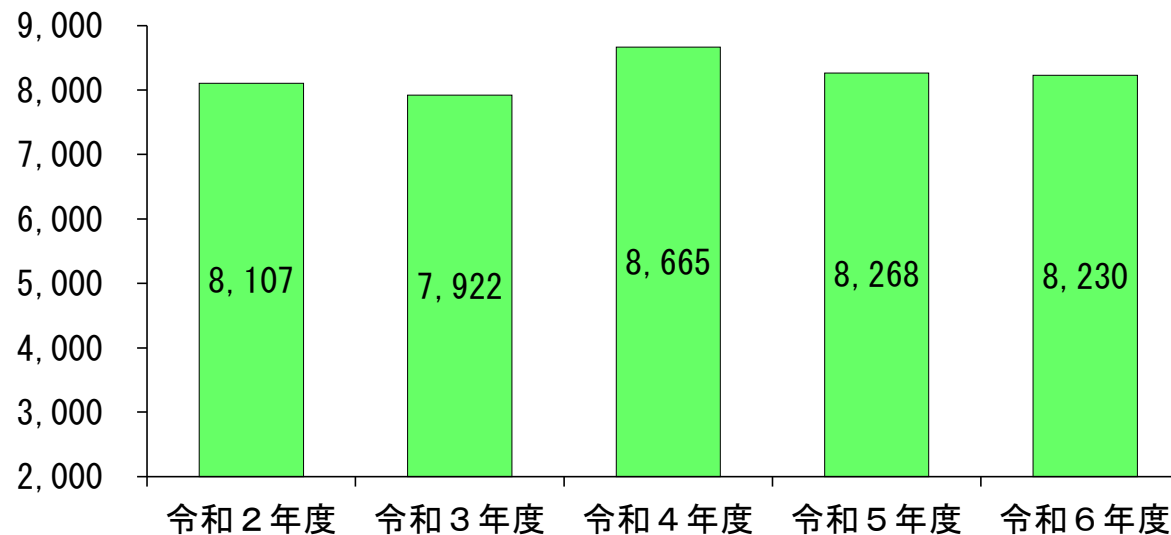
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



1 価格転嫁に関連するもの(減額)

- 生活協同組合コープさっぽろは、「月次リベート」や「システム利用料」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
減額金額は、下請事業者27名に対し、総額2537万4079円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。
- (株)ビックカメラは、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、(株)ビックカメラは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会等の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

2 価格転嫁に関連するもの(買いたたき)

(株)KADOKAWA及び(株)KADOKAWA LifeDesign(以下「LifeDesign」という。)は、次の行為を行っていた。

なお、(株)KADOKAWAにあっては令和6年3月まで、LifeDesignにあっては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務(以下「本件業務」という。)を下請事業者に委託している。

- ① (株)KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から引き下げることを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。
- ② LifeDesignは、令和6年4月1日に(株)KADOKAWAからレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、(株)KADOKAWAが当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。

【主な勧告の内容】

- 通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、下請代金を過去の支払分に遡って引き上げること。
- 今後、買いたたきを行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。

3 金型等に関連するもの(不当な経済上の利益の提供要請)

- SANEI(株)は、遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※SANEI(株)に対しては、下請代金の減額についても勧告を行った。

- 住友重機械ハイマテックス(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

住友重機械ハイマテックス(株)は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、**総額319万6723円**を支払っている。

- 東京ラヂエーター製造(株)は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

- 中央発條(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

中央発條(株)は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、**総額572万5260円**を支払っている。

- (株)フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は(株)フタバ九州の親会社であるフタバ産業(株)から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

(株)フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、**総額2914万951円**を支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

4 その他の行為類型(受領拒否、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)

- (株)シャトレゼは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材及び原料について、受領期日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない(受領拒否)。

※(株)シャトレゼに対しては、不当な経済上の利益の提供要請についても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 受領していなかった商品を受領すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- カバー(株)は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当なやり直しを行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

5 中小企業庁長官からの措置請求案件(減額)

クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)は、令和5年9月から令和6年4月までの間、下請代金の額から「One Time Bonus」(注)等の額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。

(注)クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)が下請代金の額を減じる際に用いていた減額の名称

【主な勧告の内容】

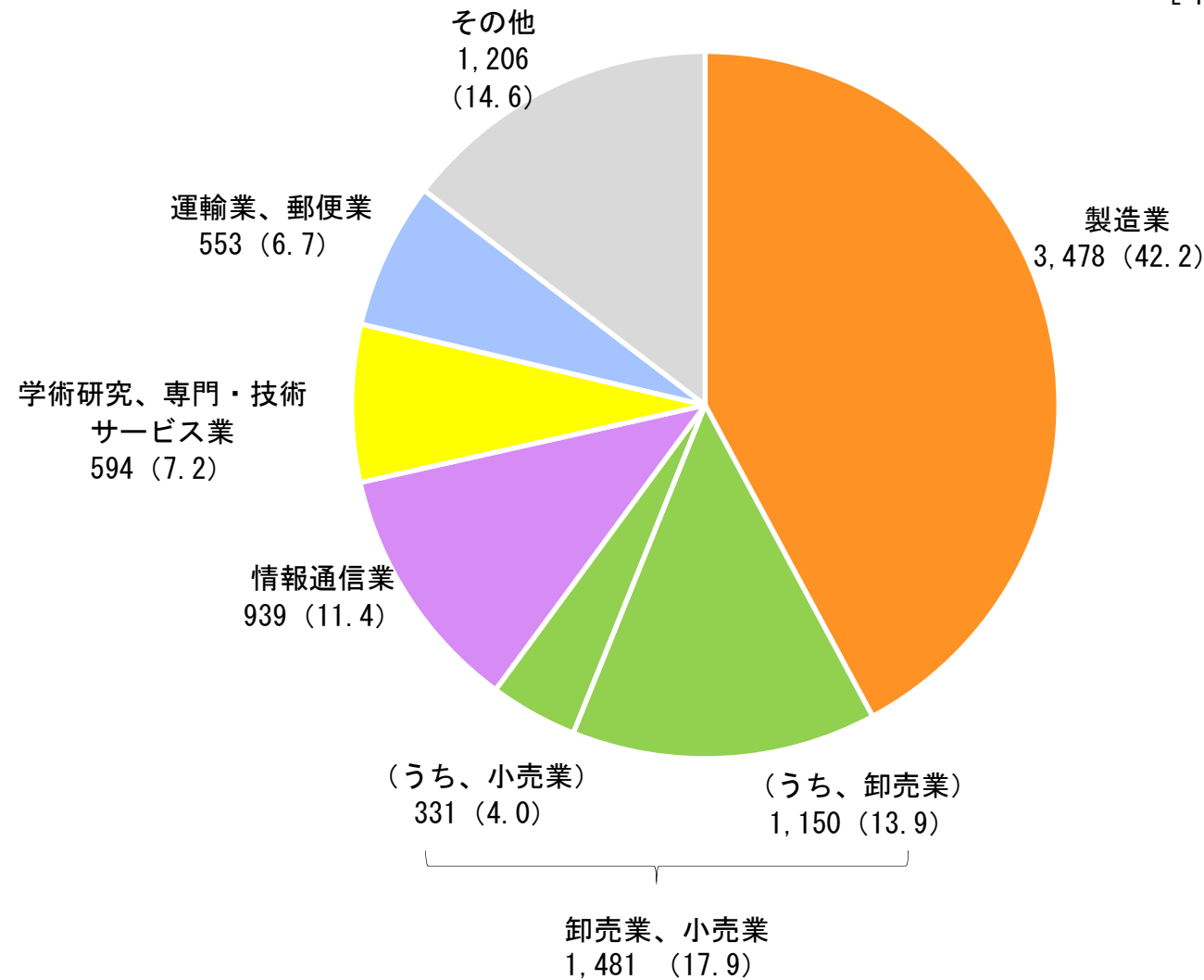
- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

○勧告・指導件数(8,251件)の業種別内訳



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

[単位：件、(％)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

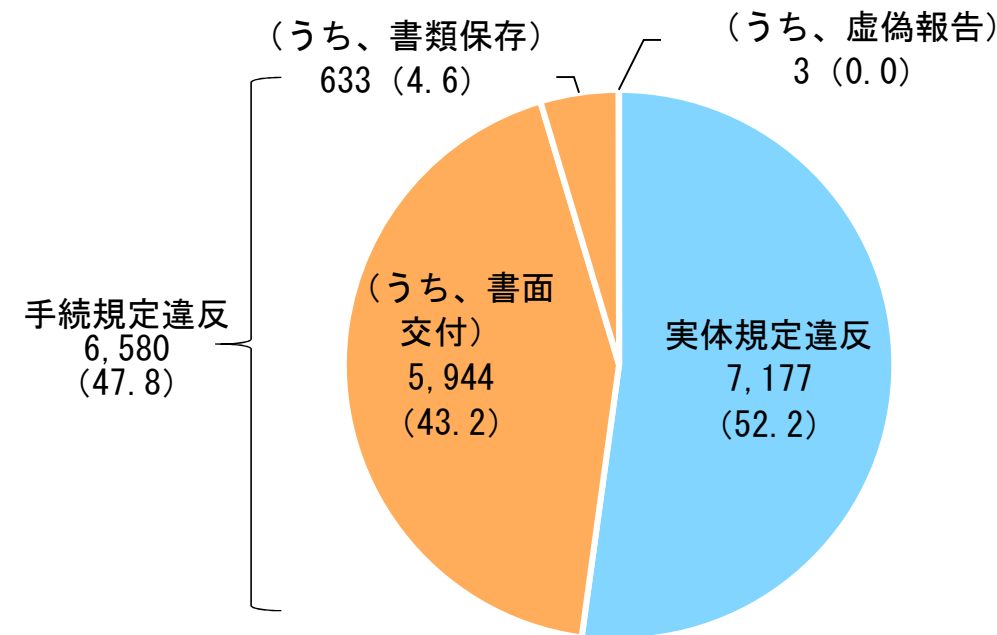
○類型別件数(13,757件)の内訳、実体規定違反件数(7,177件)の行為類型別内訳



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

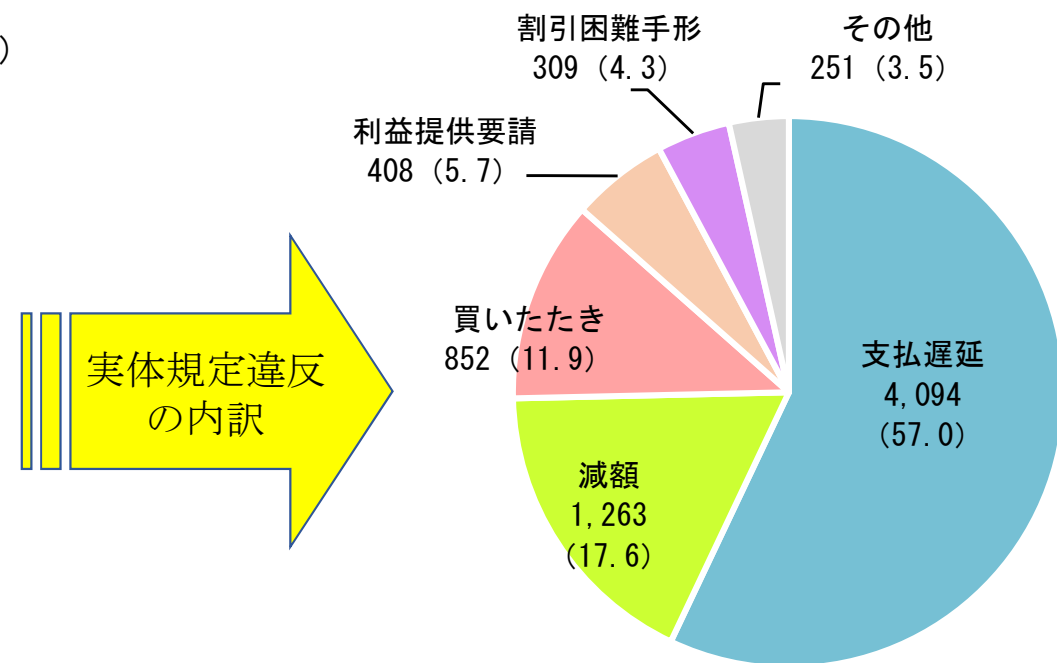
類型別件数（13,757件）の内訳

[単位：件、(％)]



実体規定違反件数（7,177件）の行為類型別内訳

[単位：件、(％)]

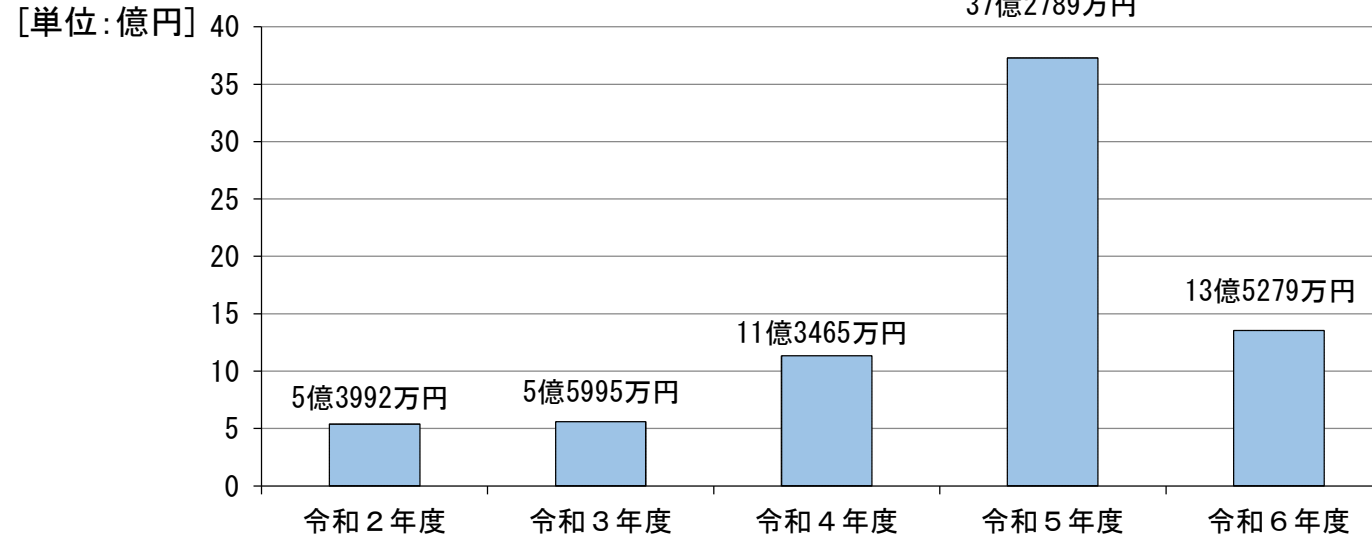


(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、4頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

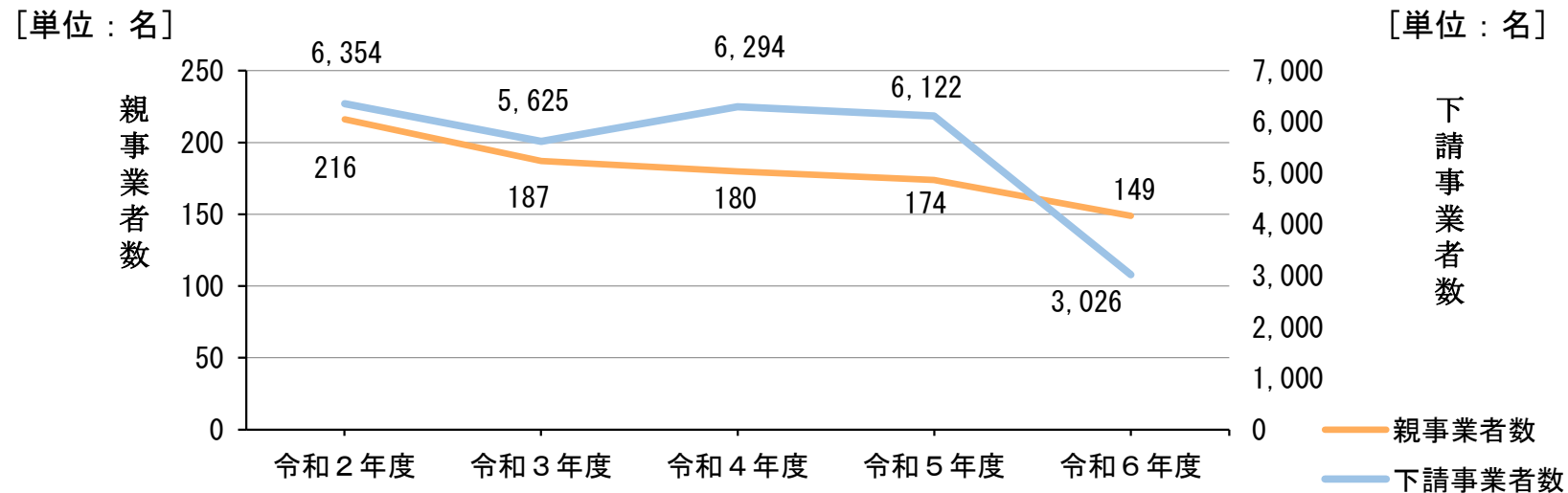
(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○原状回復額の推移、原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



○自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移



自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^{（注）}）。

（注）https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

中小事業者等の取引適正化に向けた取組

○ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

（１）下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

＜企業取引研究会＞

- ✓優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討
- ✓計６回の会合を開催し、令和６年１２月２５日に研究会報告書を取りまとめ・公表



● 下請法改正法案の国会提出

令和７年３月１１日、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止等の措置を講ずること等を内容とする**下請法の改正法案**が、**第２１７回通常国会に提出**された

（２）令和６年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和６年１２月）

＜調査結果＞

- ✓労務費転嫁指針の認知度（令和６年５月時点）は約５０％
- ✓指針を知っている事業者の方が、労務費上昇を理由とする取引価格引上げが実現しやすい傾向
- ✓価格転嫁円滑化の状況については一定程度進展



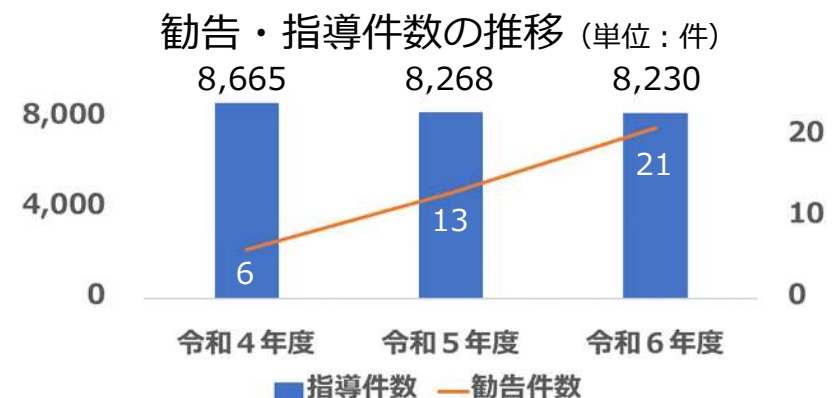
● 調査結果を踏まえた事業者名の公表

令和７年３月１４日、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された**事業者３名**について、独禁法第４３条の規定に基づき、**その事業者名を公表**

（３）買ったとき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行

＜令和６年度の下請法執行状況＞

- ✓８,２３０件の指導
- ✓２１件の勧告（下請法違反の認定、事業者名の公表）



近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法改正法案を国会に提出した。

（令和7年3月11日閣議決定⇒第217回通常国会に提出）

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 下請法改正法案（主な改正事項一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向けプッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は24件実施

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③下請取引適正化推進月間



- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）